

開発行為に伴うごみ集積場所に関する手続要綱

制 定 平成 16 年 9 月 1 日

最近改正 令和 3 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 本要綱は、都市計画法第 29 条の規定に基づき開発許可を受けようとする場合で、20 ヘクタール以上の開発行為、及び 20 ヘクタール未満の開発行為で 10 戸以上の一戸建て住宅を計画するものにおいて、ごみ集積場所（都市計画法施行令第 29 条の 2 第 1 項第 7 項の「ごみ収集場」に同じ。）に係る協議の手続を定めることを目的とする。

(協議申出書)

第 2 条 開発許可を申請しようとする者（以下「許可申請者」という。）は、「ごみ集積場所設置基準」（平成 16 年 9 月 1 日制定）を順守し、開発行為に伴うごみ集積場所の設置に関する（新規・変更）協議申出書（様式第 1 号。以下「協議申出書」という。）に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添付して、横浜市長に提出するものとする。

必 要 書 類	説 明
1 案内図（付近見取り図） （1/2, 500 地形図）	開発区域を明示すること
2 土地利用計画図 （1/300～1/500）	開発区域内の土地利用計画を表した図面
3 詳細図	ごみ集積場所の構造・仕上げ及び面積を表示した図面 寄附の意向がある場合は、寄附予定地と民地との境界を明確に表示すること

※ なお、上記の他に「新規住宅建築等調査受付票」を資源循環局収集事務所に提出すること。

(協議同意書)

第 3 条 横浜市長は、前条の申出に同意するときは、許可申請者に対し、開発行為に伴うごみ集積場所の設置に関する（新規・変更）協議同意書（様式第 2 号。以下「協議同意書」という。）を交付するものとする。

2 横浜市長は、前項の同意に当たり必要なときは、条件を付することができる。

3 許可申請者は、協議同意書を都市計画法第 29 条第 1 項に規定する開発行為の許可申請に添付するものとする。

(協議同意書の有効期限)

第4条 協議同意書の有効期限は、協議成立日の翌日から起算して3年とする。

(完了検査)

第5条 許可申請者は、ごみ集積場所の完成後、所管の資源循環局収集事務所に連絡をし、完了検査を受けるものとする。

(取下書)

第6条 都市計画法第29条に規定する開発行為の許可を受ける前に、協議申出書を取り下げる場合、許可申請者は、取下書(様式第3号)を横浜市長に提出するものとする。なお、すでに協議同意書が交付されている場合には、これを返却する。

(変更)

第7条 協議同意書に記載されたごみ集積場所の設置に関する事項についての変更が生じた場合、許可申請者は、原則として協議申出書により変更協議の申出を行うものとする。

2 前項の規定による変更協議に対する同意については、第2条及び第3条を準用する。

3 次に掲げる場合は第1項の規定による変更協議に替わり、変更届(様式第4号)を横浜市長に提出するものとする。

(1) 許可申請者が変更となる場合

(2) 寄附の意向が変更となる場合

(3) その他、ごみ集積場所の形状、位置、有効面積等に変更がなく、収集作業への影響がないと横浜市が認めた場合

(ごみ集積場所面積訂正申請書)

第8条 協議同意書に記載されたごみ集積場所の面積と、第5条の完了検査後に境界確定等により確定したごみ集積場所の面積とに差異が生じた場合について、許可申請者は、ごみ集積場所面積訂正申請書(様式第5号)に必要事項を記入し、必要箇所を訂正した詳細図を添付して、横浜市長に提出するものとする。

2 横浜市長は、前項の訂正について承認するときは、許可申請者に対し、ごみ集積場所面積訂正承認通知書(様式第6号)を交付するものとする。

(寄附)

第9条 許可申請者は、次に掲げるすべての要件を満たすごみ集積場所を、当該要綱で定める手続きにより横浜市に寄附することができる。

(1) 当該要綱で協議のうえ横浜市が設置に同意していること

(2) ごみ集積場所の現況が協議内容と相違ないこと

(3) 「ごみ集積場所設置基準Ⅱ－2－2－(2)－イ」の規定を満たしていること

(意向の表明)

第10条 横浜市へごみ集積場所を寄附しようとする者(以下「寄附申請者」という。)は、協議申出書をもって寄附の意向を表明するものとする。

(ごみ集積場所の寄附申請)

第11条 寄附申請者は、ごみ集積場所の完了検査終了後、ごみ集積場所寄附申請書(様式第7号)に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添付して、都市計画法第36条第3項に規定する完了公告がなされた日の翌日から起算して6か月以内に横浜市長に提出することをもち寄附を申請するものとする。ただし、これを過ぎて寄附を申請する場合には、ごみ集積場所の現況を確認するために横浜市長が必要と認めた書類を寄附申請書(様式第7号)に添付して提出するものとする。

必要書類	様式	説明	部数
1 協議同意書(写)	様式第2号		1部
2 ごみ集積場所面積訂正承認通知書(写)	様式第6号	集積場所面積を訂正した場合のみ	1部
3 横浜市に寄附する土地(ごみ集積場所)の登記簿謄本		公簿地積と実測地積が等しいこと 仮登記、抵当権、賃貸権等が設定されていないこと 地目は「雑種地」であること	各筆1部
4 公図(写)			1部
5 求積図 (1/50～1/250)		筆別に求積すること	1部
6 土地利用計画図(1/300～1/500)			1部
7 土地寄附契約書	様式第9号	1部には、収入印紙200円を貼付すること	2部
8 登記承諾書	様式第10号		1部
9 印鑑証明書		土地の登記簿上の権利者と符合すること	1部
10 資格証明書		会社事項全部証明書又は代表者事項証明書 土地の登記簿上の権利者と符合すること	1部

※ 図面類は、A4判左とじにできるよう折ること。

2 寄附申請者が寄附を申請できるのは、第2条の規定により横浜市長へ協議申出書が提出された日の翌日から起算して5年以内とする。

(寄附契約及び所有権移動)

第12条 横浜市長は第11条の申請を受理する場合は、土地受納決定通知書(様式8号)により申請者に対し通知するとともに、土地寄附契約書(様式第9号)を作成し、当該ごみ集積場所の寄附契約手続を行うものとする。

2 当該ごみ集積場所の所有権は、前項の土地寄附契約を締結した時点で横浜市に移転し、土地の引き渡しがなされたものとする。

3 横浜市長は、寄附契約締結後、速やかに当該ごみ集積場所の所有権移転登記を行うものとする。

(構造物の変更)

第13条 寄附された集積場所について、利用者が構造物の変更を希望する場合は、事前に横浜市と協議した上で、利用者がこれを行うことができる。

(境界標)

第14条 寄附申請者は、土地の境界折点に境界標を設置するものとする。

(維持管理)

第15条 この要綱に基づき設置されたごみ集積場所の日常の維持管理は原則として利用者が行うものとする。

2 許可申請者は、前項の規定について、ごみ集積場所を使用することが見込まれる全ての世帯に対し、説明するものとする。

附則

この要綱は、平成16年9月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。ただし、同日より前に「横浜市開発事業の調整等に関する条例」9条の標札設置の届を提出した案件へは適用しない。

附則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。なお、この要綱の改正の際限に、改正前の要綱の規定により作成されている様式書類は、当分の間使用することができる。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

横 浜 市 長

住 所
 許可申請者
 氏 名

開発行為に伴うごみ集積場所
 の設置に関する(新規・変更)協議申出書

開発行為に伴うごみ集積場所に関する手続要綱第2条の規定に基づき、開発行為に伴う公益的施設に関する協議のうち、ごみ集積場所に係る協議を申し出ます。

設 計 者	住 所 氏 名	(担当者) (電話)	
工事施工者	住 所 氏 名	(担当者) (電話)	
施行地区	区	施行面積	住宅戸数
		m ²	戸
ごみ集積場所の概要	面積	箇所 (利用戸数 戸)	
	[有効 m ²]		
横浜市への寄附の意向	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし ※寄附申請は完了公告がなされた日の翌日から起算して6か月以内に行ってください。 これを過ぎて申請する場合は、「開発行為に伴うごみ集積場所に関する手続き要綱」で 規定する必要書類と他に、現況を確認できる資料の提出が必要となります。		

[注意]

- ごみ集積場所を複数配置する場合には、それぞれの面積を記入してください。
- 横浜市へごみ集積場所を寄附する場合においても、日常の維持管理は利用される方々が行うこととなります。
- 寄附に必要な書類、図面等は寄附申請までに提出できるようにしてください。 ※横浜市使用欄

添付書類

1	案内図(付近見取り図) (1/2,500地形図)	開発区域を明示すること
2	土地利用計画図 (1/300~1/500)	開発区域内の土地利用計画を表した図面
3	詳細図	ごみ集積場所の構造・仕上げ及び面積を表示した図面 寄附の意向がある場合は、寄附予定地と民地との境界を明確に表示すること

整 理 番 号	
第	号
受付欄	

横 浜 市 長

住 所
許可申請者
氏 名

取 下 書

開発行為に伴うごみ集積場所の設置に関する（新規・変更）協議申出書にかかる開発行為については、計画を取り止めることとなりましたので、開発行為に伴うごみ集積場所に関する手続要綱第6条の規定により取下書を提出します。

設計者 住所 氏名	(担当者) (電話)		
工事施工者 住所 氏名	(担当者) (電話)		
施行地区	区	施行面積	住宅戸数
		m ²	戸
ごみ集積場所の概要	面積 [有効 m ²] 箇所 (利用戸数 戸)		
協議申出書 (様式第1号)	整理 番号	第 ー 号	申出日 年 月 日
協議同意書 (様式第2号)の交付	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし		協議 成立日 年 月 日

〔注意〕

- 1 都市計画法第29条に規定する開発行為の許可を受ける前に、協議申出書を取り下げる場合に提出してください。
- 2 すでに協議同意書が交付されている場合には、これを返却してください。

※横浜市使用欄

整 理 番 号	
第 ー 号	
受付欄	

横 浜 市 長

住 所
許可申請者
氏 名

変 更 届

開発行為に伴うごみ集積場所に関する協議について次のとおり変更しますので、開発行為に伴うごみ集積場所に関する手続要綱第7条第3項の規定により変更届を提出します。

施行地区	区							
協議申出書 (様式第1号)	整理 番号	第	—	号	申出日	年	月	日
協議成立日 (協議同意書の交付日)	年 月 日							

変更箇所		<input type="checkbox"/> 許可申請者 <input type="checkbox"/> 寄附の意向 <input type="checkbox"/> その他()
変更内容	新	
	旧	
変更理由		

※横浜市使用欄

〔注意〕

ごみ集積場所の形状、位置、有効面積等に変更がある場合は、この様式を使用することはできません。協議申出書（様式第1号）を用いて、変更協議の申出を行ってください。

整理番号	
第	— 号
受付欄	

横 浜 市 長

住 所
許可申請者
氏 名

ごみ集積場所面積訂正申請書

開発行為に伴うごみ集積場所の設置に関する（新規・変更）協議同意書（様式第2号）に記載されたごみ集積場所の面積と境界確定等により確定したごみ集積場所の面積とに差異が生じたので、開発行為に伴うごみ集積場所に関する手続要綱第8条第1項の規定により、ごみ集積場所面積訂正申請書を提出します。

なお、ごみ集積場所の形状は一切変更していないことを申し添えます。

施行地区	区							
協議申出書 (様式第1号)	整理 番号	第	—	号	申出日	年	月	日
協議成立日 (協議同意書の交付日)	年 月 日							

ごみ集積場所面積	訂 正 前	訂 正 後
	m ²	m ²

〔注意〕

ごみ集積場所の形状、位置、有効面積等に変更がある場合は、この様式を使用することはできません。協議申出書（様式第1号）を用いて、変更協議の申出を行ってください。

※横浜市使用欄

整 理 番 号	
第 — 号	
受付欄	

添付書類

1	協議同意書の写し (様式第2号)	
2	詳細図	必要箇所を訂正した図面

横浜市 長

住所
寄附申請者
氏名

ごみ集積場所寄附申請書

開発行為に伴うごみ集積場所に関する手続要綱第11条の規定により、横浜市にごみ集積場所を寄附したく申請します。

また、寄附されたごみ集積場所の日常の維持管理は利用者が行うことについて、ごみ集積場所を使用することが見込まれる全ての世帯に対し説明します。

1 寄附の概要

協議成立番号	第 一 号	協議成立日	年 月 日	筆数	筆	住宅戸数	戸
開発地区	区				開発面積	m ²	
寄附区域	区				寄附面積	m ²	

2 地権者の同意

本申請書に係るごみ集積場所を横浜市に寄付することに同意します。

住所
地権者
氏名

添付書類 ※ 図面類は、A4判左とじにできるよう折ること。

書類	様式	説明
1 協議同意書(写)	2号	
2 ごみ集積場所面積訂正承認通知書(写)	6号	集積場所面積を訂正した場合のみ
3 横浜市に寄附する土地の登記簿謄本		公簿地積と実測地積が等しいこと 仮登記、抵当権、賃貸権等が設定されていないこと 地目は「雑種地」であること
4 公図(写)		
5 求積図(1/50~1/250)		筆別に求積すること
6 土地利用計画図(1/300~1/500)		
7 土地寄附契約書	9号	1部には、収入印紙200円を貼付すること
8 登記承諾書	10号	
9 印鑑証明書		土地の登記簿上の権利者と符合すること
10 資格証明書		会社事項全部証明書又は代表者事項証明書 土地の登記簿上の権利者と符合すること

※横浜市使用欄

整理番号	
第	号
受付欄	

※完了公告がなされた日の翌日から起算して6か月を経過する場合は、上記の必要書類の他に、ごみ集積場所の現況を確認できる資料の提出が必要となります。

土地寄附契約書

土地の所有者 _____ (以下「旧土地所有者」という。)と横浜市は、次のおり土地寄附契約を締結する。

(契約の趣旨)

第1条 旧土地所有者は、旧土地所有者の所有する次に掲げる土地(以下「土地」という。)を横浜市に寄附する。

所在	地番	地目	地積(m ²)

(所有権の移転及び土地の引渡しの時期)

第2条 土地の所有権は、この契約を締結した時点で横浜市に移転し、土地の引き渡しがなされたものとする。

(登記の関係書類の提出等)

第3条 旧土地所有者は、この契約の締結と同時に、土地の所有権移転登記に必要な関係書類及びその他横浜市が必要と認めて提出を求めた書類を横浜市に提出し、横浜市は、速やかにこの土地の登記を行う。

(担保物権の消滅、かし担保責任等)

第4条 旧土地所有者は、土地に抵当権、質権、先取特権、その他担保物権が存するとき、又は設定されているときは、第3条による所有権移転登記を行うまでに当該権利を消滅させ、当該権利が登記されているときは、抹消しなければならない。

2 旧土地所有者は、土地について、隠れたかしがあったとき、又は第三者から異議の申し立て等があったときは、責任を持って解決するものとし、横浜市に損害を与えたときは、その責めを負う。

(譲渡の禁止)

第5条 旧土地所有者は、この契約の締結後においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 土地を第三者に譲渡すること。
- (2) 土地に地上権、賃借権、抵当権その他の所有権以外の権利を設定すること。
- (3) 土地に物件を設置すること。
- (4) 土地の形質を変更すること。

(公租公課の負担)

第6条 土地の公租公課は、土地の所有権移転登記完了後においても、旧土地所有者を義務者として課されるものについては、旧土地所有者の負担とする。

(契約の解除)

第7条 横浜市は、旧土地所有者がこの契約の定める義務を履行しなかったとき、又は履行することができないときは、いつでもこの契約を解除することができる。

(裁判管轄)

第8条 この契約に関する訴えの提起等は、横浜市の主たる事務所の所在地を管轄する裁判所に行く。

(契約の費用)

第9条 この契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて旧土地所有者の負担とする。

(日常の維持管理)

第10条 当該ごみ集積場所の日常の維持管理は原則として利用者が行うものとする。

2 利用者が構造物の変更を希望する場合は、事前に横浜市と協議した上で、利用者がこれを行うことができる。

(利用者への説明)

第11条 旧土地所有者は、前条の規定について、ごみ集積場所を使用することが見込まれる全ての世帯に対し、説明するものとする。ただし、旧土地所有者と寄付申請者が異なり、寄付申請者がこの条項の説明を行う場合はこの限りではない。

(疑義等の決定)

第12条 この契約の条項に関し疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、旧土地所有者と横浜市が協議して定める。

旧土地所有者及び横浜市は、この契約書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

年 月 日

(旧土地所有者)

⑨

横浜市中区本町6丁目50番地の10
横浜市
契約事務受任者
横浜市資源循環局長

⑨

住所

氏 名

印

登記承諾書

次の表示の土地は、ごみ集積場所として、
年 月 日横浜市に寄付しましたの
で、その所有権移転の登記をすることを承諾します。

土地の表示

所在	地番	地目	地積
区			m ²
区			m ²
区			m ²
区			m ²
区			m ²
区			m ²
区			m ²

(法務局提出用)